

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立郡山北工業高等学校

〒963-8052 福島県郡山市八山田二丁目 224 番地

TEL (024) 932-1199

FAX (024) 935-9849

<https://koriyamakita-th.fcs.ed.jp/>

1 後期選抜を実施する学科

前期選抜により定員を充足しない小学科において実施する。

2 課程・学科及び募集定員

課 程	大 学 科	小 学 科	募集定員	後期選抜の募集定員
全 日 制	工 業	機 械	80名	各小学科とも募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。
		電 気	40名	
		電 子	40名	
		情 報 技 術	40名	
		建 築	40名	
		化 学 工 学	40名	

3 通学区域

県下一円

4 出願資格

福島県立郡山北工業高等学校（以下「本校」という。）に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立郡山北工業高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。

- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

後期選抜を実施する小学科間において第二志望までの併願を認める。

7 出願期間

- (1) 令和6年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号、宛名明記)を同封の上、令和6年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 調査書(所定の様式)
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の小学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 健康診断書(令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、「4 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する場合があるので、本校まで問い合わせる。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の小学科名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿(所定の様式)を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

- 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。
- 提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- 提出及び受領は次の方法により行う。
- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
 - (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(所定の様式)を交付する。

- (3) 提出期間は、令和6年3月15日(金)から3月21日(木)までとする。
郵送の場合には、3月21日(木)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。事前に本校まで問い合わせる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票（所定の様式）及び入学検定料納付済証明書（所定の様式）を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

12 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校の小学科間で出願先を変更する場合

新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、第二志望のみの変更の場合も同様とする。

- (2) 本校から他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」による。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿（所定の様式）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ⑤ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

なお、「特別活動等の記録」・「長所・特技等の記録」については精査する。

(2) 面接

志願者全員に対して個人面接を行う。

面接については、段階評価する。

(3) 作文

志願者全員に対して作文を課す。

あるテーマについて600字以内で自分の考えをまとめる。

作文については、段階評価する。

15 面接、作文の日時及び会場

(1) 日 時 令和6年3月22日（金）

① 受付 8:20～ 8:40

② 指示連絡 8:45～ 8:50

③ 作文 9:00～ 9:45

④ 個人面接 10:00～（終了時間は受験者数によって異なる）

【注意事項】

(ア) 当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

ただし、下敷、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、英語のことわざが書いてある鉛筆等は持参できない。

(イ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 会 場 福島県立郡山北工業高等学校

16 合格者発表

(1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に、本校で発表する。

(2) 合格者に対して、発表と同時に本校において、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

(4) 合格者の入学前の事前指導、入学式等の日程及び諸納入金等の文書は、合格通知書交付とともに配付する。

17 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(3) 本募集要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。不明な点があれば、本校まで問い合わせる。